平成２１年（フ）第８９４号
名古屋市名東区貴船３丁目814番地の１
債務者　森村　康正
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４８６号
埼玉県北本市栄７番地２―22―308、旧住所埼玉県北本市中丸５丁目104番地　フラワーコーポN07―201
債務者　渡辺　保美
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　結子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
沖縄県名護市大南４丁目６番13号
債務者　島袋　武光
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　良一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第７４号
沖縄県名護市大南２丁目９番７号
債務者　宮里さゆり
１　決定年月日時　平成22年１月15日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　當真　良明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
那覇地方裁判所名護支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第４２７号
山口県下関市綾羅木新町２丁目４番40―106号　県教職員アパート
債務者　磯部裕美子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６４号
青森県八戸市類家４丁目６番16号　セティール・ワヤマB101、前住所青森県八戸市諏訪１丁目３番17号　ラ・ボーテ夏実B101
債務者　髙島　弘樹
１　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第６２８号
北海道二海郡八雲町栄町24番地の９
債務者　佐々木貴子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６３２号
北海道北斗市谷好４丁目３番12号
債務者　佐野　紀美
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３号
函館市花園町16番22号
債務者　武井　厚志
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１号
群馬県太田市前小屋町1827番地15
債務者　郡司　　充
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２号
群馬県太田市前小屋町1827番地15
債務者　郡司　光代
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第６４号
群馬県沼田市利根町大楊275番地
債務者　金子　都男
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
群馬県沼田市利根町大楊275番地
債務者　金子　英子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第６６１号
静岡県浜松市中区東伊場２丁目15番15号
債務者　小林　裕子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
静岡県浜松市中区龍禅寺町534番地　県営龍禅寺団地609号室
債務者　四ノ宮和枝
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６７５号
静岡県浜松市中区富塚町2961番地の17
債務者　藤田　美雪
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係